いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小 中学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ

【重大事態の要件（法28条1項）と判断のルール】　根拠：ガイドライン第4章（p.12-15）/ 法第28条第1項

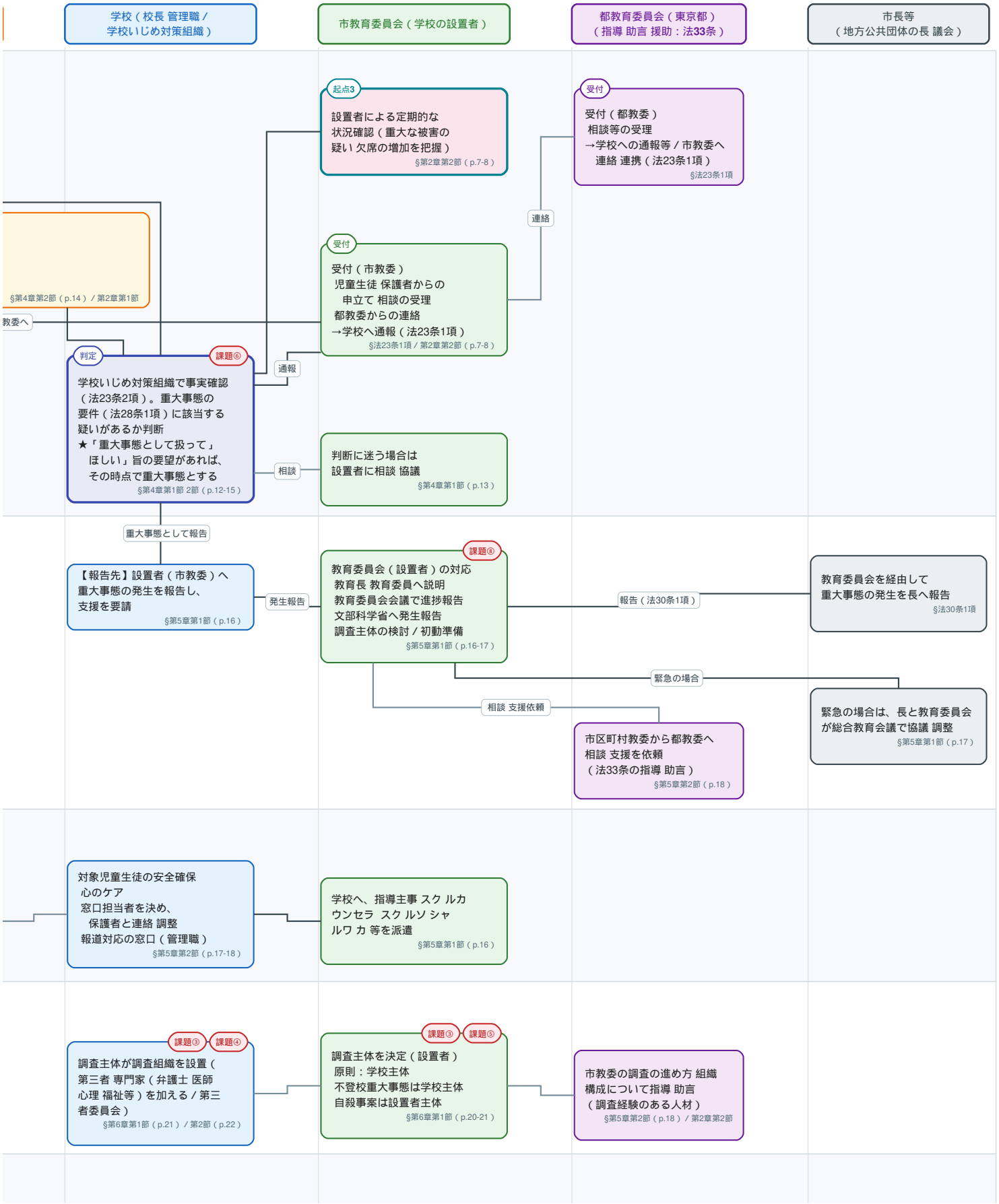
① 1号重大事態（生命心身財産重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき　〔法28条1項1号〕
② 2号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき　〔法28条1項2号〕
●「疑い」の段階で重大事態として扱う（事実関係が確定した段階ではない）。判断は特定の教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。〔第4章第1節 p.12〕
●児童生徒 保護者から「重大事態として扱ってほしい」旨の申立て 要望があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
〔第4章第2節 p.14-15（学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない）〕
●「重大事態に当たらないことが明らか」というには、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りない。いじめが起こり得ないことを客観的 合理的な資料等を用いて説明できない限り、重大事態調査を行う。〔第4章第2節 p.14-15〕　●重行事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にさ

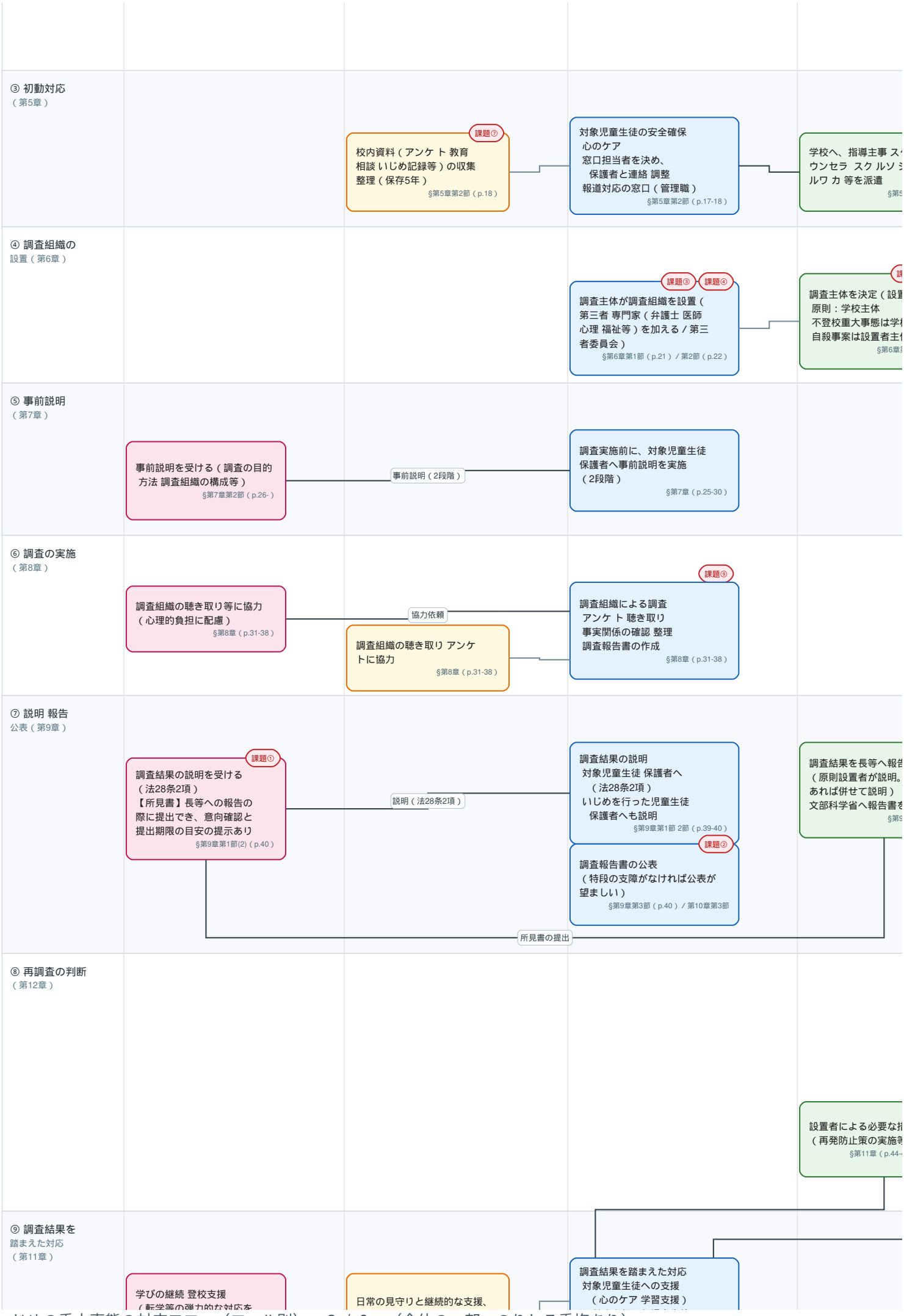
	対象児童生徒 保護者	教員（担任 学年主任等）	学校（校長 管理職 / 学校いじめ対策組織）	市教育委員会（学校
① 端緒（起点）と重大事態の判断（第4章）	起点1 いじめの申立て 相談 「重大事態として扱ってほしい」旨の要望 「いじめ」という言葉を使わない訴えも含む 【宛先】教員 / 管理職 / 市教育委員会のいずれも可 §第4章第2節（p.14-15）/ 別添資料2 ※起点1〜3は並列の入口です（相互に前提なし）。受付（教員 市教委 都教委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。	起点2 学校（教職員）が把握 日常の観察 気づき 定期アンケート 教育相談 §第2章第1節（p.6）/ §第4章第1節 受付 受付（教員 管理職） 校長 副校長など管理職もここで受付 申立て 相談を受け止め、抱え込まず学校いじめ対策組織へ §第4章第2節（p.14）/ §第2章第1節	判定　課題⑥ 学校いじめ対策組織で事実確認（法23条2項）。重大事態の要件（法28条1項）に該当する疑いがあるか判断 ★「重大事態として扱って」ほしい」旨の要望があれば、その時点で重大事態とする §第4章第1節 2節（p.12-15）	起点3 設置者による定期的な状況確認（重大な被害疑い 欠席の増加を把 受付 受付（市教委） 児童生徒 保護者から申立て 相談の受理 都教委からの連絡 →学校へ通報（法23条 判断に迷う場合は設置者に相談 協議
② 重大事態の発生報告（第5章）			【報告先】設置者（市教委）へ重大事態の発生を報告し、支援を要請 §第5章第1節（p.16）	教育委員会（設置者） 教育長 教育委員へ説 教育委員会会議で進 文部科学省へ発生報 調査主体の検討 / 初
③ 初動対応（第5章）		課題⑦ 校内資料（アンケート 教育相談 いじめ記録等）の収集整理（保存5年） §第5章第2節（p.18）	対象児童生徒の安全確保 心のケア 窓口担当者を決め、保護者と連絡 調整 報道対応の窓口（管理職） §第5章第2節（p.17-18）	学校へ、指導主事 スクウンセラ スクルソシルワカ 等を派遣
④ 調査組織の設置（第6章）			課題③　課題④ 調査主体が調査組織を設置（第三者 専門家（弁護士 医師 心理 福祉等）を加える / 第三者委員会） §第6章第1節（p.21）/ §第2節（p.22）	調査主体を決定（設置 原則：学校主体 不登校重大事態は学 自殺事案は設置者主
⑤ 事前説明（第7章）				

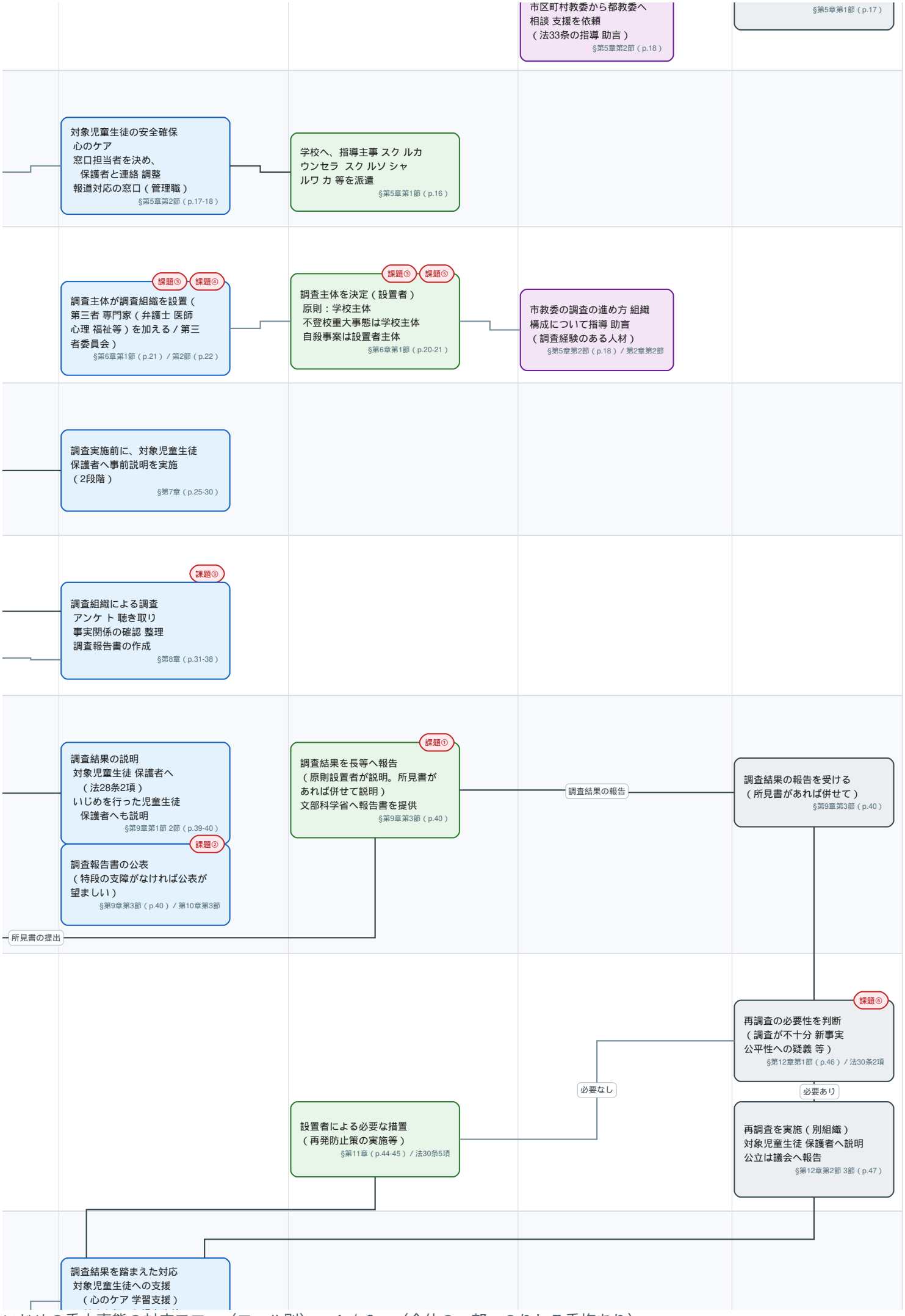
市立）小 中学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのペ ジ

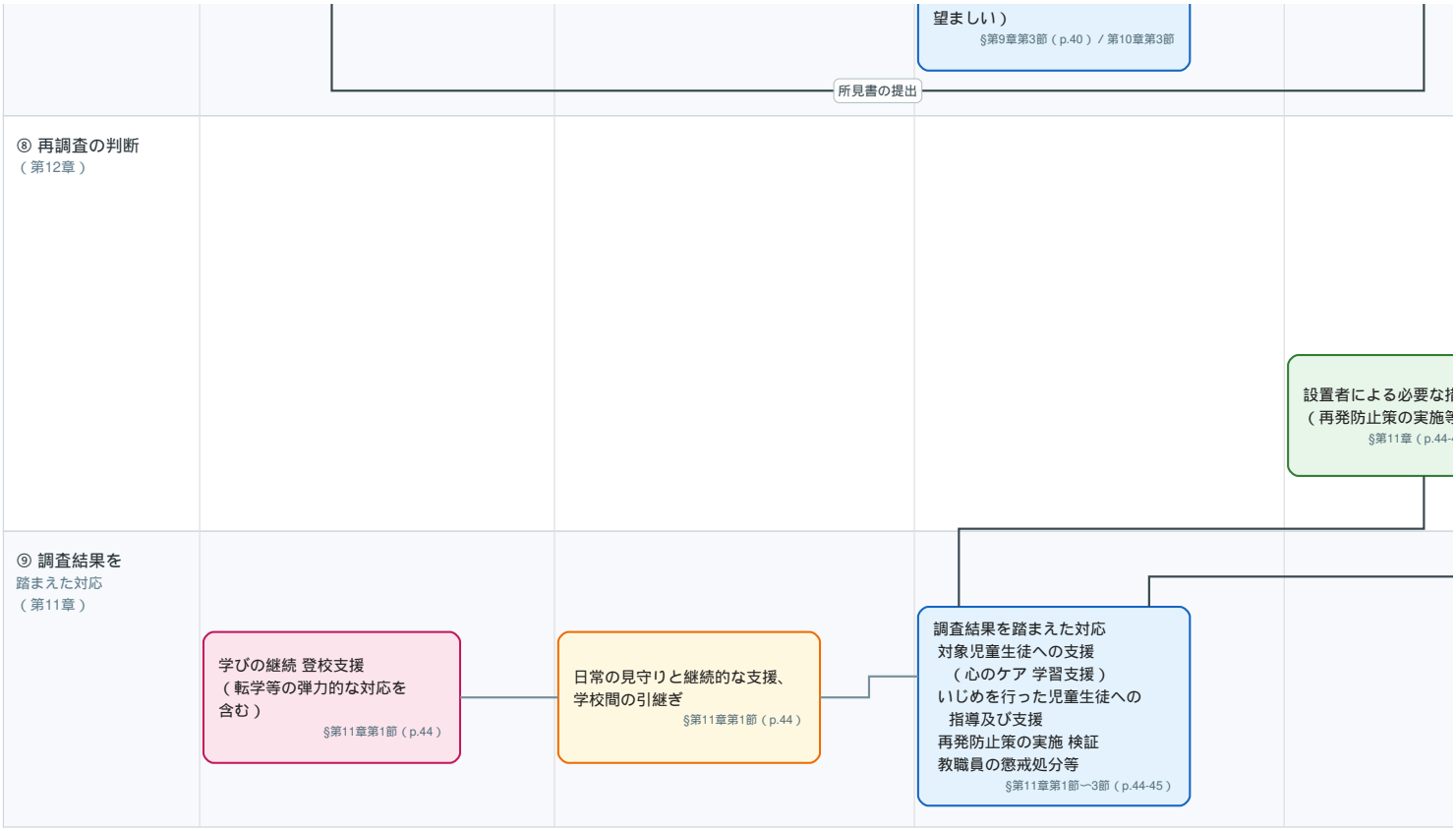
p.12-15 ）/ 法第28条第1項

心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき 〔法28条1項1号〕
年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき 〔法28条1項2号〕
教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。〔第4章第1節 p.12〕
の時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
たとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない））
では足りない。いじめが起こり得ないことを客観的 合理的な
事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にされる / わいせつ画像の拡散 / 金銭の強要 / 物を壊される / 転学を余儀なくされた 等




③ 初動対応
（第5章）
課題②
校内資料（アンケート 教育相談 いじめ記録等）の収集整理（保存5年）
§第5章第2節（p.18）
対象児童生徒の安全確保
心のケア
窓口担当者を決め、保護者と連絡 調整
報道対応の窓口（管理職）
§第5章第2節（p.17-18）
学校へ、指導主事 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等を派遣
§第5
④ 調査組織の設置（第6章）
課題③
課題④
調査主体が調査組織を設置（第三者 専門家（弁護士 医師 心理 福祉等）を加える／第三者委員会）
§第6章第1節（p.21）／第2節（p.22）
調査主体を決定（設置
原則：学校主体
不登校重大事態は学校
自殺事案は設置者主体
§第6章
⑤ 事前説明
（第7章）
事前説明を受ける（調査の目的 方法 調査組織の構成等）
§第7章第2節（p.26-）
事前説明（2段階）
調査実施前に、対象児童生徒 保護者へ事前説明を実施（2段階）
§第7章（p.25-30）
⑥ 調査の実施
（第8章）
課題⑨
調査組織の聴き取り等に協力（心理的負担に配慮）
§第8章（p.31-38）
協力依頼
調査組織の聴き取り アンケートに協力
§第8章（p.31-38）
調査組織による調査
アンケート 聴き取り
事実関係の確認 整理
調査報告書の作成
§第8章（p.31-38）
⑦ 説明 報告
公表（第9章）
課題①
調査結果の説明を受ける（法28条2項）
【所見書】長等への報告の際に提出でき、意向確認と提出期限の目安の提示あり
§第9章第1節(2)（p.40）
説明（法28条2項）
調査結果の説明
対象児童生徒 保護者へ（法28条2項）
いじめを行った児童生徒 保護者へも説明
§第9章第1節 2節（p.39-40）
課題②
調査報告書の公表
（特段の支障がなければ公表が望ましい）
§第9章第3節（p.40）／第10章第3節
調査結果を長等へ報告
（原則設置者が説明。あれば併せて説明）
文部科学省へ報告書を
§第9
所見書の提出
⑧ 再調査の判断
（第12章）
設置者による必要な指
（再発防止策の実施等
§第11章（p.44-
⑨ 調査結果を踏まえた対応
（第11章）
学びの継続 登校支援
日常の見守りと継続的な支援、
調査結果を踏まえた対応
対象児童生徒への支援
（心のケア 学習支援）


市区町村教委から都教委へ
相談 支援を依頼
（法33条の指導 助言）
§第5章第2節（p.18）
§第5章第1節（p.17）
対象児童生徒の安全確保
心のケア
窓口担当者を決め、
保護者と連絡 調整
報道対応の窓口（管理職）
§第5章第2節（p.17-18）
学校へ、指導主事 スク ル カ
ウンセラ スク ルソ シャ
ルワ カ 等を派遣
§第5章第1節（p.16）
課題③
課題④
調査主体が調査組織を設置（
第三者 専門家（弁護士 医師
心理 福祉等）を加える／第三
者委員会）
§第6章第1節（p.21）／第2節（p.22）
課題③
課題⑤
調査主体を決定（設置者）
原則：学校主体
不登校重大事態は学校主体
自殺事案は設置者主体
§第6章第1節（p.20-21）
市教委の調査の進め方 組織
構成について指導 助言
（調査経験のある人材）
§第5章第2節（p.18）／第2章第2節
調査実施前に、対象児童生徒
保護者へ事前説明を実施
（2段階）
§第7章（p.25-30）
課題⑨
調査組織による調査
アンケ ト 聴き取り
事実関係の確認 整理
調査報告書の作成
§第8章（p.31-38）
調査結果の説明
対象児童生徒 保護者へ
（法28条2項）
いじめを行った児童生徒
保護者へも説明
§第9章第1節 2節（p.39-40）
課題①
調査結果を長等へ報告
（原則設置者が説明。所見書が
あれば併せて説明）
文部科学省へ報告書を提供
§第9章第3節（p.40）
調査結果の報告
調査結果の報告を受ける
（所見書があれば併せて）
§第9章第3節（p.40）
課題②
調査報告書の公表
（特段の支障がなければ公表が
望ましい）
§第9章第3節（p.40）／第10章第3節
所見書の提出
課題⑥
再調査の必要性を判断
（調査が不十分 新事実
公平性への疑義 等）
§第12章第1節（p.46）／法30条2項
必要なし
必要あり
設置者による必要な措置
（再発防止策の実施等）
§第11章（p.44-45）／法30条5項
再調査を実施（別組織）
対象児童生徒 保護者へ説明
公立は議会へ報告
§第12章第2節 3節（p.47）
調査結果を踏まえた対応
対象児童生徒への支援
（心のケア 学習支援）



【課題 論点】制度運用上の問題点（フロ とは切り分けて記載） ※フロ 上の赤い「課題N」は、この番号の項目に対応

※本欄は、ガイドラインの求めと自治体の運用実態との乖離について、一般質問 請願等で指摘してきた論点を整理したものであり、個別事案の事実認定ではない。各項末尾の「▶」は関連する

① 所見書の提出タイミングが不明確：所見書は長等への報告に併せて提出される仕組みだが、提出期限の目安が示されず、保護者がいつ どう関与できるのか分からないまま調査が終わってし
対象児童生徒 保護者の意向を確認し、提出期限の目安を明示して、所見書の提出機会を保障すべき。〔第9章第1節(2) p.40〕 ▶関連する一般質問

② 公表の判断が保護者の意向と乖離している：保護者が公表を求めているにもかかわらず公表しない自治体がある（小平市がその例）。ガイドラインは「特段の支障がなければ公表すること
とし、「いたずらに個人情報保護やプライバシ を盾にしてはならない」としている。公表しない根拠の説明が尽くされていない。〔第9章第3節 p.40-41 / 第10章第3節 p.43〕 ▶関

③ 調査組織の独立性が損なわれている：調査報告書の「原案」の作成まで、事務局である教育委員会が行っている。事務局機能（会場確保 日程調整 反訳等）は設置者の担当部局が担う
とされているが、調査の実質的な判断まで事務局が担れば第三者委員会は形骸化する。原案の作成は第三者に任せるべき。〔第6章第1節 p.21 / 第6章第2節 p.22-23〕 ▶関連する一般

④ 「専門家」と「第三者」が区別されていない：スク ルロイヤ やスク ルカウンセラ 等は「専門家」ではあるが「第三者」には当たらない。これを混同すると公平性 中立性は
確保されない。職能団体等からの推薦により、別途第三者を確保する必要がある。〔第6章第2節 p.23〕 ▶関連する一般質問

⑤ 調査組織の構成 調査主体の判断過程が不透明：不登校重大事態は学校主体、自殺事案は設置者主体とされるが、なぜその主体 構成としたのかが説明されないまま調査が
始まる。判断の理由と、対象児童生徒 保護者への説明が必要。〔第6章第1節 p.20-21〕 ▶関連する一般質問

⑥ 不登校重大事態で30日の目安に頼った運用 / 調査の長期化：連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は30日に達する前から着手する必要がある。また調査が長期化すると対象児童生徒
状況が変化し新たな問題が生じる。再調査の必要性の判断も長等の裁量に委ねられ、基準が明確でない。〔第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46〕 ▶関連する一般質問

⑦ 資料が作成されず、保存もされない：アンケ トの質問票 聴取結果 支援や指導の記録等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年保存が望ましいとされている。しかし、そもそも
記録を作らない運用があり、再調査の際に聴き取りを最初からやり直すこととなった事例もある。〔第2章第1節 p.6-7 / 第5章第2節 p.18〕 ▶関連する一般質問

⑧ 会議の非公開 個人情報の取扱いが説明責任と両立していない：教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態を扱う場合は、非公開 資料からの個人情報除外等の配慮が
必要とされる。他方、いたずらに非公開を拡大すれば、調査報告書や会議記録の検証が妨げられる。〔第5章第1節 p.17 / 第10章第3節 p.43〕 ▶関連する一般質問

⑨ 調査が長期化し、再調査の手続も進まない：調査が3年以上長期化しているケ スがあるうえ、最終報告書が公表されても市長報告や再調査の手続が
長期間進まない事例がある。調査が長期化すると対象児童生徒の状況が変化し、新たな問題が生じる。〔第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46〕 ▶関連する一般質問

【参考】申立ての類型と留意点 根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

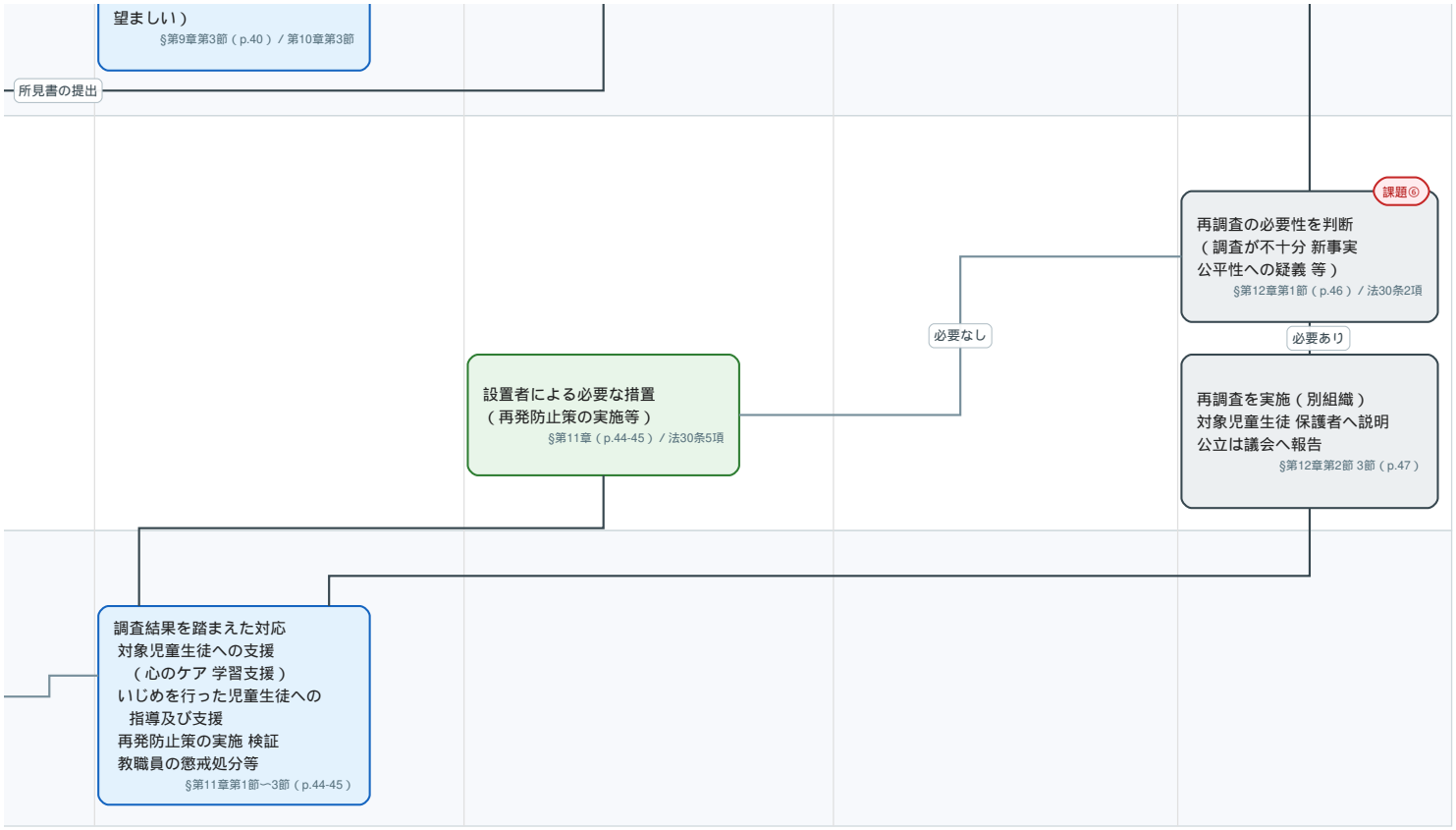
●転学 退学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴き取り等には現在籍校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進
●卒業後の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間経過、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討す
●申立様式（別添資料2）の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、訴えを正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応し
●対象児童生徒 保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。〔第3章第4節 p.
●発生報告 調査結果の報告 再調査報告書の提供は、いずれも各学校の設置者から文部科学省へも行う。〔第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47〕

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条〜第32条 / 参考（p.51-64）

●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2項）、
再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
●国立大学附属学校：国立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、
当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告（法30条の2 29条準用）。
●私立学校：当該学校を所轄する都道府県知事に報告（法31条1項）。●学校設置会社が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。
●再調査は、報告を受けた文部科学大臣 都道府県知事 地方公共団体の長等が、必要があると認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。「学校の設置者」= 市教育委員会、「地方公共団体の長等」= 市長（公立の場合）。
※2 起点1〜3（青緑の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員 市教委 都教委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
※3 法23条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。
※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。
※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される（⑦）。
※6 赤い「課題N」は、その枠に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表 / 作成時に使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ベ ジ表記は同ガイドラ



い「課題N」は、この番号の項目に対応

してきた論点を整理したものであり、個別事案の事実認定ではない。各項末尾の「▶」は関連する一般質問ページへのリンク（SVG版のみ有効）。

提出期限の目安が示されず、保護者がいつ どう関与できるのか分からないまま調査が終わってしまう。

すべき。〔第9章第1節(2) p.40〕 ▶ 関連する一般質問

しない自治体がある（小平市がその例）。ガイドラインは「特段の支障がなければ公表することが望ましい」

ない根拠の説明が尽くされていない。〔第9章第3節 p.40-41 / 第10章第3節 p.43〕 ▶ 関連する一般質問

委員会が行っている。事務局機能（会場確保 日程調整 反訳等）は設置者の担当部局が担う

の作成は第三者に任せるべき。〔第6章第1節 p.21 / 第6章第2節 p.22-23〕 ▶ 関連する一般質問

専門家」ではあるが「第三者」には当たらない。これを混同すると公平性 中立性は

第2節 p.23〕 ▶ 関連する一般質問

置者主体とされるが、なぜその主体 構成としたのかが説明されないまま調査が

▶ 関連する一般質問

考えられる場合は30日に達する前から着手する必要がある。また調査が長期化すると対象児童生徒の

明確でない。〔第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46〕 ▶ 関連する一般質問

指導要録の保存期間を踏まえて5年保存が望ましいとされている。しかし、そもそも

ある。〔第2章第1節 p.6-7 / 第5章第2節 p.18〕 ▶ 関連する一般質問

会議で個別の重大事態を扱う場合は、非公開 資料からの個人情報除外等の配慮が

られる。〔第5章第1節 p.17 / 第10章第3節 p.43〕 ▶ 関連する一般質問

、最終報告書が公表されても市長報告や再調査の手続が

が生じる。〔第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46〕 ▶ 関連する一般質問

4-15）、別添資料2（p.49）

校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。〔第4章第2節 p.15〕

困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する（例：卒業生の保護者を通じて協力を求める）。〔同〕

して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応しないことがあってはならない。〔第4章第2節 p.14-15〕

いことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。〔第3章第4節 p.11〕

へも行う。〔第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47〕

条ー第32条 / 参考（p.51-64）

条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2項）、

条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、

する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。

認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。

われるときは学校への通報等の措置をとる。

迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

長等へ報告する際に併せて提出される（⑦）。

（SVG版のみ）。

使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ページ表記は同ガイドラインの本文ページに対応。課題欄のリンク先：**yasutakeyohei.com**